

沿線学校各位

近江鉄道株式会社
鉄道部

新型コロナウイルスに伴う休校による通学定期券の払い戻し取扱期間の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休校措置を受け、現在実施しております通学定期券の払い戻し措置について、取扱期間を延長しますのでお知らせいたします。期間及び取り扱いについては下記のとおりです。

1. 取扱期間

2020年6月30日（火）まで

※ただし、今後の状況により期間を延長する場合がございます。

2. 対象となるお客さま

新型コロナウイルスの感染対策に伴い、通学先の学校（小学校・中学校・高等学校およびこれらに相当する特別支援学校等に限る）が休校となったため、通学定期券の払い戻しを希望されるお客さま
※通勤定期券・通勤スーパー定期券および大学生相当の学生は対象外となります。

3. 対象となる通学定期券

以下の3点の条件をすべて満たす定期券が対象となります。

- ①定期券の発行日が2020年4月10日以前のもの
- ②「最終登校日」現在で払い戻しが可能（使用可能期間が1か月以上ある）なもの
- ③近江鉄道発行の定期券であること
（信楽高原鐵道発行の定期券は、信楽高原鐵道にお問い合わせください）

4. 払い戻し方法

- ①払い戻し申し出日にかかわらず、2020年4月10日以降の、通学先の学校の「最終登校日」を払い戻し日とみなして取扱いいたします。ただし、登校日などで4月10日以降に使用された場合は最後に使用された日を最終登校日といたします。
- ②払い戻しの際は、窓口にて払い戻し申込書を受け取り、必要事項を記入して窓口にお渡しください。
- ③第三者への払い戻しを防ぐため、定期券ご利用者の身分証明書（学生証・保険証等）が必要となります。代理で窓口にお越しの場合はご利用者の身分証明書及び代理の方の身分証を合わせてお持ちください。
- ④払い戻し対応駅は彦根駅・八日市駅・貴生川駅・近江八幡駅となります。
- ⑤学生証の発行がされていない場合は、払い戻しの際に「払い戻し計算書」をお渡しいたします。次回定期券購入の際に、学生証がない場合はこちらをご提示ください。